

資料No.2

三条市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画
(案)

平成 30 年 月

三条市

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、面積 431.97 k m²を有するまちである。北西部には日本一の大河信濃川が流れるほか、清流五十嵐川が市内を横断している。下田地域東部の福島県境までの国有林一帯は、越後三山只見国定公園、奥早出栗守門県立自然公園に指定されており、豊かな森林資源に恵まれている。

その一方で、林業は長引く原木価格の低迷により、森林整備の遅れや生産活動の低下、林業従事者の高齢化などから、利用期を迎えた多くの人工林資源が十分に活用されない状況が続いている。

このような中、平成 29 年 9 月、地域の山林未利用材を中心として利用する木質バイオマス発電所が稼働を始め、これまで利用されず山林に放置されていた低質材などの新たな利用が始まった。これにより、山林所有者の所得向上や原木価格の底上げ、新たな雇用の創出など地域に様々な波及効果をもたらし始めた。

このため、今後の木材需要に対応した木材生産の推進や木質バイオマス発電施設への燃料の供給体制を強化し、本市の森林資源の有効活用と農林業の活性化に努めることとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	面 積	備 考
三条市下保内 401-15	12,583 m ²	木質バイオマス発電施設

3 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電施設の種類	発電設備の規模	備 考
木質バイオマス発電	6,250kW	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
①	木質バイオマス発電事業者が地域内に賦存する未利用材等を、長期的かつ安定的に買い取ることにより、間伐等の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上及び林業の活性化に寄与する取組	
②	木質バイオマス発電設備から排出される焼却灰の肥料又は土壤改良材としての利用など、バイオマスの利活用により地域の環境保全型農業を推進する取組	

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成についての評価に関する事項

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間 4,260 万 kWh の発電及び 6 ~ 7 万トンの間伐材の安定供給を図るとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を三条市に報告することとする。また、三条市バイオマス利活用推進会議において、認定設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。